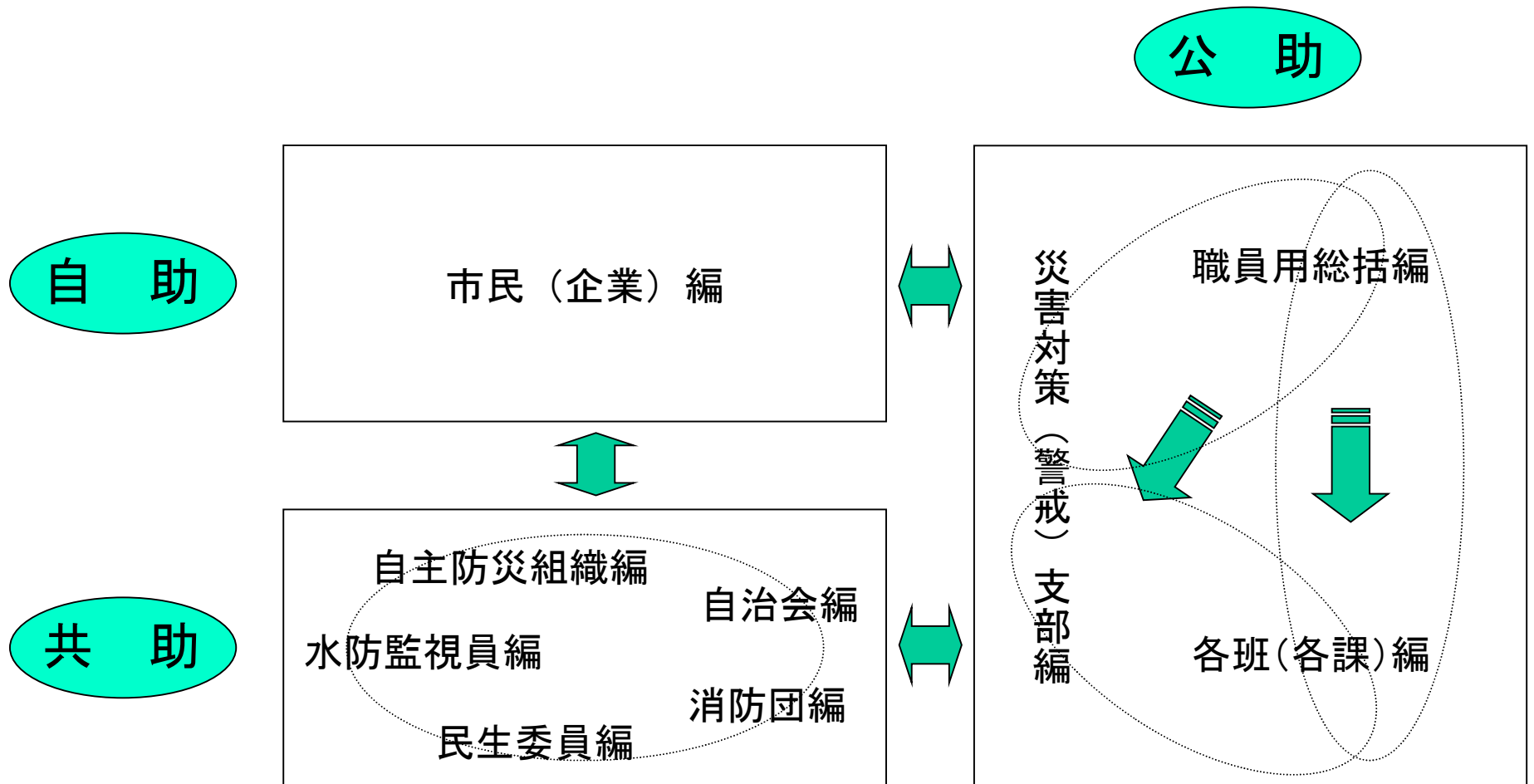


三条市水害対応マニュアル

(主なポイント)

令和7年4月
三 条 市

水害対応マニュアルの全体構成イメージ



- ◎「自助」： 「自らの身の安全は自ら守る」という考え方に立って、市民ひとりひとりが自らの生命・財産を守るための防災・災害対応活動をいう。組織等がその組織等を守るための活動を含む。
- ◎「共助」： 地域全体（隣人同士、自治組織、民間組織等）で行う防災・災害対応活動をいう。水防監視員、消防団といった平常時においては、基本的には、他の職務に従事している組織・構成員を含む。
- ◎「公助」： 行政が行う防災・災害対応活動をいう。

「共助」「自助」における役割分担

共
助

自主防災組織

- ◎避難要支援者の避難誘導
- ◎通行止め等の応急措置
- (◎水防活動の実施)

自治会

- ◎避難情報の伝達
- ◎被害状況の収集・連絡
- (◎通行止め等の応急措置)
- (◎避難要支援者の避難誘導)

水防監視員

- ◎河川状況の収集・伝達

消防団

- ◎水防活動の実施
- ◎避難要支援者の避難誘導
- (◎防災関連情報の伝達)

民生委員

- ◎災害時要援護者に対する避難情報の伝達
- ◎災害時要援護者等名簿の作成協力

自
助

市民・企業

- ◎防災関連情報の積極的収集
- ◎避難所等への避難（必要に応じ、地域住民との助合い）

職員用マニュアルの特徴

1 支部等の設置

- ◎ 市内10か所に「災害対策（警戒）支部」を設置し、支部要員をあらかじめ指定（支部要員は、原則、居住地主義を採用）することで災害対応活動を迅速化
- ◎ 市内24か所に「第2次避難所（※）」を設置し、避難所要員をあらかじめ指定することで避難所対応活動を迅速化

※「第2次避難所」：高齢者等避難の発令に合わせて、対象地域内に開設する避難所をいう。
なお、「第1次避難所」は、警戒支部立上げと同時に開設する避難所をいう。

2 各班が行う災害対応活動の明確化

- ◎ 各班の行う災害対応活動について、「3時間以内の目標任務」「24時間以内の目標任務」「5日又は3日以内の目標任務」として分類するとともに、「誰が」「何を」行うという視点で、各班（各課）マニュアルを作成

五十嵐川に係る非常配備基準

(堤防の高さ: 渡瀬橋18.5m、滝谷28.1m、荒沢65.1m)

対象支部

【渡瀬橋】東支部 南支部 西支部 中北支部 井栗支部 本成寺支部 大崎支部 栄支部
【滝谷、荒沢】下田支部

第1次配備

(警戒体制)

○次の基準に達したときに配備

五十嵐川水位
(渡瀬橋水位)

11.3m以上
(堤防まであと7.2m)

五十嵐川水位
(滝谷水位)

24.6m以上
(堤防まであと3.5m)

五十嵐川水位
(荒沢水位)

61.4m以上
(堤防まであと3.7m)

第2次配備

(災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

五十嵐川水位
(渡瀬橋水位)

12.65m以上
(堤防まであと5.85m)

五十嵐川水位
(滝谷水位)

25.5m以上
(堤防まであと2.6m)

五十嵐川水位
(荒沢水位)

61.65m以上
(堤防まであと3.45m)

第3次配備

(災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

五十嵐川水位
(渡瀬橋水位)

13.58m以上
(堤防まであと4.92m)

五十嵐川水位
(滝谷水位)

26.89m以上
(堤防まであと1.21m)

五十嵐川水位
(荒沢水位)

62.23m以上
(堤防まであと2.87m)

刈谷田川に係る非常配備基準

(堤防の高さ21.84m)

対象支部

栄支部 南支部 西支部
本成寺支部

第1次配備

(警戒体制)

○次の基準に達したときに配備

刈谷田川水位
(大堰水位)

16.0m以上
(堤防まであと5.84m)

第2次配備

(災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

刈谷田川水位
(大堰水位)

17.0m以上
(堤防まであと4.84m)

第3次配備

(災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

刈谷田川水位
(大堰水位)

18.5m以上
(堤防まであと3.34m)

信濃川に係る非常配備基準

(堤防の高さ14.85m)

対象支部

東支部 南支部 西支部 中北支部 井栗支部
大崎支部 大島支部 栄支部

第1次配備

(警戒体制)

○次の基準に達したときに配備

信濃川水位
(尾崎水位観測所)

8.2m以上
(堤防まであと6.65m)

第2次配備

(災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

信濃川水位
(尾崎水位観測所)

8.7m以上
(堤防まであと6.15m)

第3次配備

(災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

信濃川水位
(尾崎水位観測所)

9.9m以上
(堤防まであと4.95m)

土砂災害に係る非常配備基準

対象支部

井栗支部 本成寺支部 大崎支部 栄支部
下田支部のうち該当地区

第1次配備

(警戒体制)

○次の基準に達したときに配備

土壌雨量指数基準の超過による大雨注意報が発表されたとき

第2次配備

(災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

2時間以内に大雨警報(土砂災害)の発表基準を超過する予測が公表される見込みで、かつ、降雨が継続する見込み

第3次配備

(災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の基準に到達」したとき

又は

大雨警報(土砂災害)の発表が夜間・早朝となることが予測されるとき

中小河川に係る非常配備基準

対象支部

南支部 西支部 井栗支部 栄支部
下田支部のうち該当地区

第1次配備

(警戒体制)

○次の基準に達したときに配備

三条市消防本部において
20mm/h以上又は40mm/3h以上
の降雨を観測

第2次配備

(災害警戒本部・支部設置、第1次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

浸水警戒情報提供基準(P15「発信基準」参照)
島田川(南支部、西支部) 新通川(南支部、西支部)
貝喰川(西支部) 大面川(栄支部) 大平川(下田支部)

第3次配備

(災害対策本部・支部設置、第2次避難所開設)

○次の基準に達したときに配備

避難指示発令基準(P13「発令基準」参照)
布施谷川(井栗支部)※1 鹿熊川(下田支部)※2

※1 第2次避難所に加え、中央公民館保内分館(その他避難所)も開設

※2 第2次避難所のうち、飯田小学校を開設

「高齢者等避難」「避難指示」の発令基準

五十嵐川に係る基準

(堤防の高さ: 渡瀬橋18.5m)

高齢者等避難

- ①最も早く発令する地区
嵐北、嵐南、本成寺、大崎
- ②次に発令する地区
井栗、栄中央

○次の基準に達したときに発令

五十嵐川水位
(渡瀬橋水位)

13.58m以上
(堤防まであと4.92m)

①の地区に発令

五十嵐川水位
(渡瀬橋水位)

14.23m以上
(堤防まであと4.27m)

②の地区に発令

※あわせて、①の地区に避難指示を発令

避難指示

○次のいずれかの基準に達したとき、又は大雨を要因とする特別警報が発表されたときに発令

五十嵐川水位
(渡瀬橋水位)

14.23m以上
(堤防まであと4.27m)

笠堀ダム

ただし書操作の予告
連絡があったとき

①の地区に発令

※あわせて、②の地区に高齢者等避難を発令

※ 「ただし書操作」とは、ダムの満水位を超えそうなときに、流入量と同じ水量を放流する操作をいう。

「高齢者等避難」「避難指示」の発令基準

五十嵐川に係る基準

(堤防の高さ: 滝谷28.1m、荒沢65.1m)

高齢者等避難

- 滝谷の水位基準で発令する地区
長沢、鹿峠
- 荒沢の水位基準で発令する地区
森町

○次のいずれかの基準に達したときに発令

五十嵐川水位
(滝谷水位)

26.89m以上
(堤防まであと1.21m)



長沢、鹿峠地区に発令

五十嵐川水位
(荒沢水位)

62.23m以上
(堤防まであと2.87m)



森町地区に発令

避難指示

○次のいずれかの基準に達したとき、又は大雨を要因とする特別警報が発表されたときに発令

五十嵐川水位
(滝谷水位)

27.32m以上
(堤防まであと0.78m)



長沢、鹿峠地区に発令

五十嵐川水位
(荒沢水位)

62.71m以上
(堤防まであと2.39m)



森町地区に発令

笠堀ダム

ただし書操作の予告
連絡があったとき



長沢、森町、鹿峠地区に発令

※ 「ただし書操作」とは、ダムの満水位を超えそうなときに、流入量と同じ水量を放流する操作をいう。

「高齢者等避難」「避難指示」の発令基準

刈谷田川に係る基準

(堤防の高さ21.84m)

高齢者等避難

- ①最も早く発令する地区
栄北、栄中央
- ②次に発令する地区
大面

○次の基準に達したときに発令

刈谷田川水位
(大堰水位)

18.5m以上
(堤防まであと3.34m)

①の地区に発令

刈谷田川水位
(大堰水位)

19.0m以上
(堤防まであと2.84m)

②の地区に発令

※あわせて、①の地区に避難指示を発令

避難指示

○次のいずれかの基準に達したとき、又は大雨を要因とする特別警報が発表されたときに発令

刈谷田川水位
(大堰水位)

19.0m以上
(堤防まであと2.84m)

刈谷田川ダム

ただし書操作の予告
連絡があったとき

①の地区に発令

※あわせて、②の地区に高齢者等避難を発令

※ 「ただし書操作」とは、ダムの満水位を超えそうなときに、流入量と同じ水量を放流する操作をいう。

「高齢者等避難」「避難指示」の発令基準

信濃川に係る基準

(堤防の高さ14.85m)

- ①最も早く発令する地区
嵐北、井栗、大島、栄北
- ②次に発令する地区
嵐南、大崎、栄中央

高齢者等避難

○次の基準に達したときに発令

信濃川水位
(尾崎水位観測所)

9.9m以上
(堤防まであと4.95m)

①の地区に発令

信濃川水位
(尾崎水位観測所)

10.9m以上
(堤防まであと3.95m)

②の地区に発令

※あわせて、①の地区に避難指示を発令

避難指示

○次の基準に達したとき、又は大雨を要因とする特別警報が発表されたときに発令

信濃川水位
(尾崎水位観測所)

10.9m以上
(堤防まであと3.95m)

①の地区に発令

※あわせて、②の地区に高齢者等避難を発令

「避難指示」の発令基準

鹿熊川に係る基準

(堤防の高さ33.57m)

対象地区
鹿峠

避難指示

○次の基準に達したときに発令

鹿熊川水位
(新曲谷橋水位計)

32.07m以上
(堤防まであと1.5m)

布施谷川に係る基準

対象地区
保内

避難指示

○次の基準に達したときに発令

越水した布施谷川の水が県道大面保内線付近の道路上を
保内駅に向かって流れ始めたとき

「高齢者等避難」「避難指示」の発令基準

土砂災害に係る基準

対象地区

保内 本成寺 大崎 大面
長沢 森町 鹿峠

高齢者等避難

○次のいずれかの基準に達したときに発令

大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、
気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情
報で「実況または予想で大雨警報の基
準に到達」したとき

大雨警報(土砂災害)の発表が夜間・
早朝となることが予測されるとき

避難指示

○次のいずれかの基準に達したときに発令

土砂災害警戒情報
が発表されたとき

土砂災害の前兆現象
が確認されたとき

大雨警報(土砂災害)
が発表されている状況
で記録的短時間大雨
情報が発表されたとき

「浸水警戒情報」の発信基準

浸水警戒情報

対象河川

島田川 新通川 貝喰川

大面川 大平川

○次の基準に達したときに発信

対象河川に設置されている危機管理型水位計、防災カメラ等により、該当河川で越水間近であることを市が確認したとき。（危機管理型水位計で氾濫開始水位（堤防天端高）接近時など）

※ 該当河川沿線の地区に避難情報を発令している場合又は発令するおそれが高い場合は発信しない。

「第1次避難所（災害対策（警戒）支部）」 「第2次避難所」 一覧

第1次避難所

第二中学校（東支部）※
第一中学校・嵐南小学校（南支部）※
ものづくり拠点施設（旧南小）（西支部）※
中央公民館（中北支部）
第四中学校（井栗支部）※
西鱈田小学校（本成寺支部）※
大崎学園（大崎支部）※
大島中学校（大島支部）※
農村環境改善センター（避難所）※ 三条市役所栄庁舎（栄支部）
下田公民館（避難所）※ 三条市役所下田庁舎（下田支部）

第2次避難所

県立三条商業高校	嵐南公民館
勤労青少年ホーム	県立三条高校
旧第一中学校武道場	上林小学校
裏館小学校	体育文化会館※
旭小学校	井栗小学校
塚野目保育所	保内小学校
総合福祉センター	月岡小学校
大崎会館	県立三条東高校
須頃小学校	大島小学校
栄北小学校	大面小学校
大浦小学校	飯田小学校
よってげ邸	諸橋轍次記念館

※ペット同行避難対応避難所

災害対策（警戒）支部における主な任務

支部長

- ◎支部任務の総括
- ◎災害対策（警戒）本部との連絡調整

情報収集担当及び支部内建設業協会員

- ◎道路・土木施設に係る被害状況の収集
- ◎担当自治会長等からの被害状況の収集

広報担当

- ◎広報車による周知広報活動実施（担当地区）
- ◎担当自治会長への電話連絡・協力要請

避難担当

- ◎担当民生委員への電話連絡・情報伝達要支援者の支援に係る協力要請
- ◎避難所（使用施設）の開設
- ◎避難者名簿の作成

施設管理担当

- ◎使用施設の開錠

地域顧問（自治会長、民生委員）

- ◎自治会内への避難情報の提供【自治会長】
- ◎担当する災害時要援護者への避難情報の提供【民生委員】
- ◎各地域の被害状況の支部への連絡【自治会長】
- ◎担当する災害時要援護者との連絡調整等【民生委員】

自主防災組織

- ◎担当する避難要支援者の安否確認
- ◎担当する避難要支援者の避難誘導

協力

☆旧三条市地域の「災害対策（警戒）支部」の担当区域は、自治会長協議会における地区割りに準拠（ただし、「上保内」「下保内」「みずほ」地区については、地理的要因から、「井栗支部」の担当地区とする。）

自治会用マニュアルの特徴

1 全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 行政との接点は「災害対策（警戒）支部」に集中
- ◎ 自治会長の役割を「災害対策（警戒）支部・地域顧問」に特化

2 自治会の主な任務

- ◎ 「災害対策支部」から入る避難情報の自治会内への連絡
- ◎ 各地域の被害状況の「災害対策（警戒）支部」への連絡
 - ※ 1 自治会長は、自宅等で上記任務を遂行
 - ※ 2 上記任務に伴う責任は、「三条市」が負う。

注）自治会長は、「災害対策（警戒）支部・地域顧問」であるため、避難する際は、極力、第1次又は第2次避難所に避難していただくことを希望

自主防災組織用マニュアルの特徴

1 全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 行政との接点は「災害対策（警戒）支部」に集中

2 自主防災組織の主な任務

- ◎ 災害時要援護者のうち避難要支援者の避難誘導
- ◎ 通行止め等の応急措置
 - ※ 1 自主防災組織のない地区は、自治会が上記任務を代行
 - ※ 2 上記任務に伴う責任は、「三条市」が負う。
 - ※ 3 通行止めを実施した場合には、「災害対策（警戒）支部」へ連絡
 - ※ 4 水防活動の実施は、第一義的には、「消防班（消防団を含む。）」の任務であるが、災害の状況によって、自主的に実施

民生委員用マニュアルの特徴

1 全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 行政との接点は「災害対策（警戒）支部」に集中
- ◎ 民生委員の役割を「災害対策（警戒）支部・地域顧問」に特化

2 民生委員の主な任務

- ◎ 災害時要援護者のうち情報伝達要支援者への避難情報の提供
- ◎ 災害時要援護者との連絡調整等
 - ※ 1 民生委員は、自宅等で上記任務を遂行
 - ※ 2 上記任務に伴う責任は、「三条市」が負う。

注）民生委員は、「災害対策（警戒）支部・地域顧問」であるため、避難する際は、極力、第1次又は第2次避難所に避難していただくことを希望

市民用マニュアルの特徴

全体的な考え方

- ◎ マニュアルは「簡素に」かつ「的確に」
- ◎ 災害関連情報の入手先を具体的に列挙
- ◎ 避難所について「市職員が必ずいる避難所（第1次＋第2次避難所）」
「その他避難所」に区分し、前者を具体的に列挙
- ◎ 災害関連物資の供給先が「市職員が必ずいる避難所」を中心とする旨
明記
- ◎ 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の性格付けと発令基
準を明記
- ◎ 避難に際しては、災害時要援護者を除き、自動車の使用を控えるよう
明記

災害時要援護者(避難要支援者・情報伝達要支援者)の基準

災害時要援護者

避難要支援者

◎次のいずれにも該当し、生活の基盤が自宅にある市民

- ①要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者
- ②全ての世帯員が要介護者、身体障がい者、知的障がい者又は65歳以上の者である世帯に属する者

◎上記以外で市長が支援の必要を認めた者

情報伝達要支援者

◎次のいずれかに該当し、生活の基盤が自宅にある市民(全ての世帯員が避難要支援者に該当しない世帯に属する者に限る。)

- ①要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者
- ②全ての世帯員が精神障がい者である世帯に属する者

◎上記以外で市長が支援の必要を認めた者

<用語の定義>

- ・要介護者:要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障がい者:身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する者
(心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。)
- ・知的障がい者:療育手帳Aを所持する者
- ・精神障がい者:精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

※災害時要援護者に定義された者以外の障がい者・要介護者、乳幼児とその保護者、妊婦等の避難に時間を要する要配慮者については、高齢者等避難の発令を防災行政無線等により周知することによって、早期の自主的な避難を促す。

災害時要援護者(避難要支援者・情報伝達要支援者)の支援方法

(1) 避難要支援者への支援方法

ア 第一段階

- ①支援者 自治会・自主防災組織、消防団、介護サービス事業所
- ②支援の時期 高齢者等避難発令時
- ③支援内容 各支援者は担当する要支援者の避難支援を行う。

イ 第二段階

支援者の不在や被災などやむを得ない事情により担当を割り当てられた支援者が避難支援を行えない場合には、本部または支部が、①行政による避難支援、または、②他の主体(タクシー事業者を含む)への避難支援要請、のいずれかが確実に行われるべく調整を行う。

(2) 情報伝達要支援者への支援方法

ア 第一段階

- ①支援者 民生委員、介護サービス事業所
- ②支援の時期 高齢者等避難発令時
- ③支援内容 各支援者は担当する要支援者に高齢者等避難等を伝達する。

イ 第二段階

支援者の不在や被災などやむを得ない事情により担当を割り当てられた支援者が情報伝達を行えない場合には、本部または支部が、原則として自治会又は自主防災組織に情報伝達要請を行い、情報伝達が確実に行われるべく調整を行う。